

美郷町例規集データベース構築等業務仕様書

1 目的

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るため、例規集データベース（以下「システム」という。）の再構築に係るソフトウェア及びデータベース等の構築、本業務の見積書作成に必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

美郷町例規集に搭載されている条例、規則等をデータベース化し、Web での検索、表示、印刷する等の機能にとどまらず、例規起案審査機能を備えたシステムの再構築を行うものである。

3 仕様

(1) 基本仕様

ア LGWAN-ASP 方式 及び IDC（インターネット・データ・センター）方式のいずれの方法であってもサービスを提供できる構成とする。

イ 庁内の LGWAN 接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■0 S : Windows 11

■ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome

ウ データベースの構築は、美郷町からデータで提供する美郷町例規集（令和 7 年 3 月 31 日内容現在、現行例規約 950 件、廃止例規約 370 件）を対象とする。

エ 1 年間の改正件数は、約 250 件とする。

(2) システム仕様（例規）

ア 例規検索

① 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索できる機能

② 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能

③ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能

④ リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、該当箇所を表示でき

る機能

⑤ 原議リンク機能

例規沿革情報から原議本文表示できる機能

⑥ 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロードできる機能

⑦ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能

⑧ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能

イ 例規起案・審査

① 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能

② 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能

③ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能

④ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

⑤ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能

ウ 外部公開用データ

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できるデータ

(3) システム仕様（法令・判例）

ア 法令検索システム

① 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

② 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

③ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。

④ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。

⑤ 更新は週に 1 回実施すること。

イ 法令改廃情報提供システム

① 法令改廃情報を原則として官報発行の 3 営業日後に提供できること。

② 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。

- ③ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- ④ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- ⑤ 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。

ウ 判例検索システム

- ① 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- ② 判例集に記載された判事事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
- ③ 判例本文から関連する法令を表示できること。
- ④ 更新は週に1回実施可能であること。

(4) 法制執務支援サービス

ア 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

イ 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

(5) システム操作のサポート

- ア システム導入後、要望に応じて、職員に対し年1回以上の操作説明研修会を実施すること。
- イ 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。

(6) データ更新

- ア 各議会定例会終了後の内容現在で、年4回以上のデータ更新作業を行うものとする（最大年12回）。

イ 町は、更新作業にあたり、その間に制定改廃された例規の原議条文及び原議一覧の電子データを提供するものとする。

ウ 更新に要する期間は、最終原稿を渡してから原則30日以内とする。

エ 例規更新データとして、以下のコンテンツをデータベースに反映し、納品する。

- ① 改正内容をとけ込ませた例規条文を施行日単位で作成する（未施行を含む。）。
- ② 改正文言単位で改正履歴を作成し、改正内容を見え消し形式及び新旧対照表形式で参照できるよう構築する。
- ③ 様式については、体裁を再現したイメージデータ、二次活用が可能なRTFデータ、ヒット箇所を明示した全文検索が可能なテキストデータを作成する。

オ 例規更新データと同時に以下の機能を満たすよう原議データについてもデータベース化し、納品する。

- ① 例規の改正沿革からリンクして原議本文を表示できる。
- ② 条建ての原議本文は、条項目次から該当箇所にジャンプできる。
- ③ 二次活用ができるよう原議本文はRTF形式でダウンロードできる。

- ④ 登録された全ての原議文を対象に、全文検索、年月日検索、種別検索が実行できる（全文検索後はヒット箇所を強調表示できること）。
- (7) 例規集 CD-ROM（ホームページ公開用データ）の作成
例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有した HTML データ CD-ROM をデータ更新の都度作成すること。

4 保守等について

- (1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

5 納入方法

データセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

6 納入時期

令和 7 年 9 月 30 日までに納入し、令和 7 年 10 月 1 日から本稼働すること。

7 見積金額の算出方法

「3.仕様(1)ウ及びエ」で示した例規件数、年間更新件数を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む 5 年間の必要経費を算出すること。

以上